
プロジェクト 収益認識

項目 注記事項の検討—重要な会計方針の注記との関係の整理

本資料の目的

1. 本資料は、重要な会計方針に関する注記と、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。) 及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下「収益認識適用指針」という。) (以下合わせて「収益認識会計基準等」という。) に基づく個々の注記との関係の整理について、第 98 回 (2019 年 7 月 18 日開催) 及び第 99 回 (2019 年 8 月 6 日開催) 収益認識専門委員会並びに第 413 回 (2019 年 7 月 29 日開催) 及び第 414 回 (2019 年 8 月 9 日開催) 企業会計基準委員会で審議した際に聞かれた意見を踏まえて、再度審議することを目的としている。

事務局提案の要約

2. 収益認識に関連して重要な会計方針として注記すべき事項として、少なくとも次の項目を要求することを提案している。

- (1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

- (2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

なお、これらは少なくとも注記すべき事項であり、収益認識に関する事項で、一般的な原則 (企業会計原則及び同注解、並びに企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「企業会計基準第 24 号」という。)) に照らして重要な会計方針に該当すると判断された情報についても、重要な会計方針として注記する。

3. また、前項(1)から(2)以外で重要な会計方針として開示する場合、その内容が収益認識会計基準等に基づく個々の注記情報として開示が求められる項目と重複するときは、重要な会計方針の注記から個々の注記を参照することも、個々の注記から重要な会計方針の注記を参照することもできるとすることを提案している。

これまでの議論

(第 98 回及び第 99 回收益認識専門委員会における提案内容)

4. これまでの個別の会計基準においては、特定の会計方針が重要な会計方針であるかどうかについて言及している例は少ないこと、会計方針の解釈には幅があること、及びあらかじめ会計方針の範囲を定めた場合には問題が生じる可能性があることから、重要な会計方針に関する注記は、企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に照らして企業が判断することとし、どの会計方針が重要な会計方針であるかについて言及しないことが適切と考えられるとの提案を行った。
5. なお、収益認識会計基準等に基づく個々の注記情報として開示が求められる項目について、企業が重要な会計方針にも該当すると判断するときには、重要な会計方針として開示することになるとの提案も行った。例として、重要性等に関する代替的な取扱い（収益認識適用指針第 98 項）により、商品又は製品の出荷時点から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点（出荷時又は着荷時など）に収益を認識している旨を、個々の注記情報における「履行義務を充足する時点」に関する情報として注記する場合に、企業の判断により重要な会計方針としても開示する場合があることを挙げた。
6. また、収益認識会計基準等に基づく個々の注記情報として開示が求められる項目について、重要な会計方針としても開示する場合には、個々の注記において重要な会計方針の注記を参照することができるとの提案を行った。

(第 98 回及び第 99 回收益認識専門委員会並びに第 414 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

企業の判断に委ねるのではなく、考え方を示すべきとの意見

7. 各企業に個々の注記事項について重要な会計方針の判断を委ねるよりも、通常であれば何が重要な会計方針となるのか、収益認識会計基準等において具体的な項目を示した方が利用しやすいものと考えられる。
8. ASBJ が重要な会計方針について整理して、考え方を示すことが望ましいと考える。例えば、現行の開示事項との整合性や、収益認識会計基準等における「収益を理解するための基礎となる情報」を重要な会計方針として記載することについてなどを検討することが必要なのではないかと考えられる。
9. 重要な会計方針の注記として、5 ステップのみの記載となることを懸念しており、企業のビジネスモデル等に応じて、収益認識に関する会計処理の原則及び手続を記載す

ることとなるようにすべきであると考えられる。通常であれば、履行義務の充足時点については、重要な会計方針の注記として開示されるものではないか。

10. 例えば、重要な判断や見積りなどの事項は重要な会計方針として記載する項目であると示したうえで、それを収益認識会計基準の個々の注記に記載することも妨げないと定めることができるのではないかと考えられる。
11. 会計方針の変更を検討する場合、何が重要な会計方針であり、それが重要な会計方針の変更に該当するのか検討することになると考えられる。この場合、会社と監査人との間で異なる見解が生じることがないように、重要な会計方針について ASBJ による何らかの考えを示すことにより、共通の理解を図ることが必要であると考えられる。

企業の判断に委ねるとする事務局の提案に同意する意見

12. 重要な会計方針に何が該当するかの判断は、会計基準で定めるのではなく企業である旨を明確にしている。これは、収益の重要性や開示について経営の関与をより求める昨今の流れと整合しているため、事務局提案に積極的に同意できると考えられる。
13. 事務局提案に対する代替案として、会計方針としての記載について、具体的に整理できないのであれば、事務局提案どおり企業の判断に委ねるとするしかないと考えられる。

ASBJ 事務局による分析及び提案

14. これまでの収益認識専門委員会においては、収益認識会計基準等の適用にあたって、さまざまな判断が企業に求められているなかで、これらの判断のうち、どのような判断が「会計方針」に該当するのかが問題であるとしたうえで、この問題については、一律に決定することはできないとの事務局の分析をお示ししている。
15. しかしながら、この事務局の提案に対して、第 7 項から第 11 項に記載したとおり、ASBJ として何が会計方針であるのか整理して、重要な会計方針として注記すべき事項を定めたほうがよいとの意見が複数の専門委員から聞かれた。
16. そこで、以下においては、重要な会計方針¹として注記すべき事項を定めることとした

¹ 現在、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示の充実に関連して、企業会計原則注解（注 1-2）の内容を企業会計基準第 24 号に含める方向で企業会計基準委員会において審議が行われている（審議事項(2)-2 参考資料参照）。事務局では、審議されている内容は、本資料における議論に影響しないと考えている。

場合のその内容を検討する。

収益認識会計基準等における重要な会計方針について

17. 収益認識会計基準等において重要な会計方針として注記すべき事項を定める場合、以下の2つの方法が考えられる。
 - (1) 開示を求める事項を限定列挙する。
 - (2) 記載が考えられる項目を列挙したうえで、企業がその中から選択する。
18. 仮に前項(2)の方法を採用した場合、判断の余地が大きくなるため、当初の事務局による提案とほとんど変わらなくなる可能性があるため、前項(1)とすることが考えられる。
19. その上で、開示を求める事項については、基本的には重要な会計方針の記載は企業の判断によるべき点や IFRS 基準又は米国会計基準により連結財務諸表を作成している企業において、連結財務諸表における重要な会計方針の開示と単体財務諸表における重要な会計方針の開示の違いが大きくなる可能性を踏まえ、重要な会計方針として注記すべき事項は最小限にとどめる必要があると考えられる。
20. 2018 年会計基準において最低限の注記事項とした項目を参考に、少なくとも、次の項目を収益認識に関連して重要な会計方針として注記すべき事項とすることが考えられるかどうか。
 - (1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
 - (2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

相互参照について

21. 前項(1)から(2)以外で重要な会計方針として開示する場合、収益認識会計基準等に基づく個々の注記情報として開示が求められる項目と重複する場合があると考えられる。この場合、重要な会計方針の注記から個々の注記を参照することも、個々の注記から重要な会計方針の注記を参照することもできるとすることが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

重要な会計方針の注記と収益認識会計基準等に基づく個々の注記の関係に関する ASBJ 事務局の整理についてご意見をお伺いしたい。

以 上